概要版

第２期木更津市
子ども・子育て支援事業計画

令和２年度～令和６年度

令和２年３月

木更津市

計画の概要

計画策定の背景と趣旨

わが国では、出生数の減少や出生率の低下に伴い少子化が進んでいるとともに、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てへの不安感や孤立感を抱いている子育て家庭が多くなっており、また就労や雇用の社会環境の変化の中で、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

国では平成２４年に「子ども・子育て関連３法」を制定し、この３法に基づいて平成 27 年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められています。

さらに令和元年 5 月には、総合的な少子化対策を推進する一環として、幼児教育・保育の無償化に向け、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立しました（令和元年 10 月から施行）。

このような状況の中、本市においても、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「木更津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する総合的な取り組みを進めてきましたが、この計画の期間満了に伴い、「第２期木更津市子ども・子育て支援事業計画」を新しく策定します。

計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。また、次世代育成支援対策推進法の改正により、法律の有効期限が令和７年３月 31 日まで 10 年間延長されたことを受け、同法第８条で定める「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」も包含し、これまでの成果を踏まえ再構築した位置づけとします。

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５ヵ年とします。計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、中間年を目安として計画の見直しを行うとともに、計画最終年度である令和６年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、子どもが健やかに成長できる社会を目指し、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図るものです。

また、令和元年 10 月からは、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

保育の申請や認定、幼児教育・保育の無償化など新制度利用について、詳しくは、木更津市健康こども部こども保育課（TEL/0438-23-7245）まで、お問い合わせください。

1. 子ども･子育て支援給付

施設型給付

認定こども園　0～5歳
（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
幼稚園　3～5歳
保育所　0～5歳

地域型保育給付

小規模保育
家庭的保育
居宅訪問型保育
事業所内保育

2. 子育てのための施設等利用給付

施設等利用給付

幼稚園＜未移行＞
特別支援学校
預かり保育事業
認可外保育施設等
- 認可外保育施設
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業
  （ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ事業）

3. 地域子ども･子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 一時預かり事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業等
- 妊婦健康診査事業
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業
  （ファミリー・サポート・センター事業）
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 延長保育事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

4. 仕事と家庭の両立支援

- 企業主導型保育事業
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

計画の理念と施策の展開

計画の理念

本計画は、第１期計画の取り組みを更に充実・発展させるため、第１期計画の基本理念を継承し、子どもを生み育てやすく、子どもがその子らしく生きることのできるまちづくりを、みんなで実現していくことを進めます。

市民が子どもを安心して生み育て、

子どもがその子らしく生きることができる社会を

施策の展開

基本目標１．充実した幼児期の教育・保育の提供

子育て家庭が安心して子育てができるよう、教育・保育ニーズ等に対応した適切な教育・保育の提供と安全で、質の高い教育・保育環境の充実に取り組みます。

【主なポイント】●待機児童の解消及び教育・保育ニーズや幼児教育・保育の無償化への適切な対応

（１）幼児期の教育・保育の提供　　（２）保育環境・幼児教育環境の充実

基本目標２．地域子ども・子育て支援事業の推進

子育て家庭が求める地域の子育て支援ニーズに対応し、地域の実情に応じた子ども・子育て支援サービスや子育て情報の提供、相談体制の充実に取り組みます。

【主なポイント】●放課後児童クラブのニーズの増加に伴う適切な対応
●突発的な保育の充実及び幼児教育・保育の無償化に伴う適切な対応
●子育て支援センターの目的や期待を考慮した、利用しやすい子育て支援センターの充実

（１）通所による事業　（２）訪問による事業
（３）相談支援　（４）その他の事業

基本目標３．子どもの健やかな成長への支援の推進

青少年期の心と体の健全育成に向けた取り組みを進めます。また、不登校児童・生徒等の支援とともに、子どもの健やかな成長に向けた教育環境の充実に取り組みます。

【主なポイント】●地域全体で青少年の健全育成に向けた取り組みの推進
●不登校児童・生徒等に関する教育相談の体制整備

（１）心と体の健全育成の推進　（２）教育環境の充実

基本目標４．親と子の健康の確保及び増進

安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、母子保健の充実や親の育児力向上のための支援等に取り組みます。

【主なポイント】●母子の健康づくりに向けた、きめ細かな体制の整備
●育児力の向上に向けた、健康相談や子育てに関する学習機会の充実

（１）母子の健康づくりの推進　（２）育児力向上のための支援
（３）食育の推進

基本目標５．子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が安心・安全に暮らしていける生活環境の整備や仕事と子育ての両立に向けた環境づくりに取り組みます。

【主なポイント】●身近な地域での相談支援や交流の場づくり
●子育てしやすい公園等の環境づくり
●ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

（１）子育て家庭へのサポートの充実
（２）子育て情報の提供
（３）小児医療に関する体制整備等の充実
（４）子育て家庭の経済的負担の軽減
（５）子育てしやすい環境の整備
（６）子どもと子育て家庭の安全の確保
（７）子育て家庭の仕事と生活の調和の促進

基本目標６．地域における子育て力の充実

子どもを産み育てることを、地域社会として尊重し、支援していけるよう、保育ボランティアの養成等、子育てを支援する地域環境づくりに取り組みます。

【主なポイント】●保育ボランティアに求められるニーズに対応した養成講座の見直し
●園児の世代間交流機会の創出

（１）地域の子育て力の強化

基本目標７．援助を必要とする子ども・家庭への支援の充実

虐待の防止や保護が必要な子どもへの支援や、発達の気になる子どもを支援する環境整備とともに、障がい児を持つ家庭やひとり親家庭への支援の充実に取り組みます。

【主なポイント】●増加するひとり親家庭や障がい児を持つ家庭へのきめ細かい支援の充実
●新しい取り組みを含む発達を支援する環境の充実

（１）要保護児童対策の推進
（２）発達を支援する環境の充実
（３）障がい児を持つ家庭への支援
（４）ひとり親家庭への支援

計画事業の量の見込み

教育（幼稚園・認定こども園）の量の見込み

単位：人

		R２年度	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度
量の見込み	１号認定（3 歳～5 歳）	1,503	1,520	1,492	1,484	1,473
	２号認定（3 歳～5 歳）	457	454	446	443	440
	合計	1,960	1,974	1,938	1,927	1,913
提供量	１号認定（3 歳～5 歳）	1,503	1,520	1,492	1,484	1,473
	２号認定（3 歳～5 歳）	457	454	446	443	440
	合計	1,960	1,974	1,938	1,927	1,913

○本市においては、令和元年４月現在、私学助成を受ける幼稚園 12 園と認定こども園５園があり、既存の提供量でニーズ量を確保できる見込みです。

保育の量の見込み

単位：人

		R２年度	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度
量の見込み	２号認定（3 歳～5 歳）	1,260	1,252	1,229	1,222	1,213
	３号認定（1 歳～2 歳）	763	758	764	758	745
	３号認定（0 歳）	157	156	154	153	151
	合計	2,180	2,166	2,147	2,133	2,109
提供量	２号認定（3 歳～5 歳）	1,209	1,209	1,209	1,209	1,209
	３号認定（1 歳～2 歳）	616	616	616	616	616
	３号認定（０歳）	181	181	181	181	181
	合計	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006

○本市の保育の受け皿となる定員としては、令和２年度以降 2,006 人であることから、３号認定（０歳）を除く確保量は足りない見通しです。今後、保育所の施設整備や公立保育園の民営化を進め、一人でも多くの子どもが入園できるよう、定員の確保を図ります。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名	単位	量の見込み				
		R２年度	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度
1.延長保育事業	人	1,509	1,499	1,487	1,476	1,460
2.放課後児童健全育成事業	人	1,420	1,500	1,580	1,660	1,740
3.子育て短期支援事業	人日/年	22	21	21	21	21
4.地域子育て支援拠点事業	人回/月	3,709	3,848	3,987	4,126	4,265
5.一時預かり事業	人日/年	32,048	31,997	31,785	31,728	31,665
6.病児･病後児保育事業	人日/年	600	596	591	587	580
７.子育て援助活動支援事業	人日/年	383	374	374	369	370
８.妊婦健診事業	人回/年	15,312	15,218	15,053	14,942	14,730
９.乳児家庭全戸訪問事業	人	969	963	953	946	932
10.利用者支援事業　基本型 母子保健型	か所	0 1	0 1	2 1	2 1	2 1

〇見込み量に対して、概ね事業提供を確保できるとみており、ニーズに応じてさらに体制を充実させていきます。

〇放課後児童健全育成事業については、一部施設では過密化が考えられるため、過密化への確保方策として、学校の空き教室等を活用について関係課と協議し、過密化への対応に取り組みます。

〇病児保育については、計画が未定の状態となっていることから、今後、病児保育の実施が具体化した段階で、計画の修正を行います。

〇利用者支援事業については、令和元年度現在「母子保健型」が１ヵ所整備されており、今後は、公立保育園が２園になる令和４年度を目途に、「基本型」を２ヵ所整備し、利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に取り組みます。

計画の推進に向けて

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を庁内関係各課においてに把握するとともに、「木更津市子ども・子育て会議」にて毎年度点検・評価を実施していきます。本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を庁内関係各課においてに把握するとともに、「木更津市子ども・子育て会議」にて毎年度点検・評価を実施していきます。

木更津市　子ども･子育て支援事業計画【概要版】

発行年月：令和２年３月　　発行：木更津市　健康こども部　子育て支援課
〒292-8501　千葉県木更津市朝日３-10-19　木更津市役所朝日庁舎
TEL：0438（23）7244　　FAX：0438（25）1350